

京都市告示第578号

景観法第19条第1項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

平成28年2月1日

京都市長 門川大作

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
鈎菱弥	京都市下京区醒ヶ井通四条下る高野堂町411番
圓通寺	京都市上京区東三本木通丸太町上る上之町492番, 492番2 京都市上京区河原町通荒神口下る上生洲町210番, 210番2, 210番3

(都市計画局都市景観部景観政策課)